

～ふれあいと対話が築く 明るい社会～

第55回 “社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、次の行事を行いますので、ご協力をお願いいたします。

街頭広報キャンペーン

日 時 7月23日(土) 午前10時から
場 所 光スポーツ公園～図書館～町民会館～海洋センター～木戸浜海水浴場
問 合 せ 保健福祉課介護福祉班 ☎1158

町には、法務大臣から委嘱された7名の保護司がいます。保護司は罪を犯した人の改善や更生を助けるとともに、犯罪の予防とその啓発を行っています。

《保護司》

青 柳 亨(篠本一区)
飯 島 紀美子(芝 崎)
伊 藤 雅 美(橋 場)
藤 城 吉 董(宮 内)
實 川 順 昌(関)
實 川 くに子(長 塚)
實 川 和 彦(辻)
〈敬称略〉



第56回 “社会を明るくする運動” 標語募集 (次回の標語)

標語のテーマ 「犯罪や非行の防止」又は「犯罪や非行をした人の更生」

募集期間 7月31日(日)まで(当日消印有効)

応募方法 はがき1通に1作品とし、裏面に①作品、②作者名、③住所、④電話番号、⑤学校名又は勤務先、⑥年齢、⑦性別を明記。応募枚数に制限なし。

そ の 他 入賞作品は、第56回“社会を明るくする運動”の行事等で活用されます。

応募先・問合せ 〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
法務省大臣官房秘書課広報室
(はがき表面に「社明運動」と朱書すること)

企業庁と都市建設課からのお知らせ



ひかり工業団地内には、水路、調整池、のり面など危険をともなう箇所があります。夏休み中、子どもの遊び場にならないよう注意をお願いします。

ひとり親家庭等に対し 減免します

ひとり親家庭等の支援施策として、しおさい公園内海洋センタープール個人使用料及びテニスコート個人使用料の一部を減免することとしました。減免を受けるには、あらかじめ手続きが必要となります。

対 象 者 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童など
(児童とは、4月1日現在において18歳未満の児童)

減 免 額 通常料金の1/2

申請先 保健福祉課介護福祉班 ☎1158
問合せ (印鑑と保険証をご持参ください)

～ 川が好き 川にうつった 空も好き ～

7月は河川愛護月間です